

平成27年6月23日
関 東 森 林 管 理 局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置の内容を変更しましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
菅谷電気工事株式会社
群馬県前橋市大渡町1-23-15
- 2 指名停止期間
従 前：平成27年3月26日から平成27年6月25日（3ヵ月間）
変更後：平成27年3月26日から平成27年8月25日（5ヵ月間）
- 3 変更の理由
菅谷電気工事株式会社の元代表取締役らは、渋川市が発注した電気設備工事の入札において、最低制限価格を同市元副市長から事前に聞いたうえで工事を落札したとして、平成27年2月18日、群馬県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された。
今般、菅谷電気工事株式会社の元代表取締役が渋川市が発注した別の電気設備工事において、平成25年1月下旬に予定価格を同市元副市長から聞いたうえで工事を落札し、入札後の平成25年2月上旬、十数万円相当の現金や商品券などを渡したとして贈賄の容疑で平成27年3月11日、群馬県警に再逮捕された。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第3号イ（贈賄）及び別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）により、指名停止期間を加重変更する。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官